

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十八年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧……………一
………(主税局資産税部固定資産評価課)……………一
- 都市計画事業の認可(二件)……………二
………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………二
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………二
………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更認可……………二
………(同)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………四
………(建設局道路管理部監察指導課)……………四
- 東京都指定文化財の指定等……………七
- 技能検定員審査の実施……………七
- 教習指導員審査の実施……………八
- 企画提案事業者の公募……………九
………(総務局情報通信企画部企画課)……………九

正誤

- 平成二十八年度製菓衛生師試験の実施……………二
………(福祉保健局健康安全部健康安全課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三
………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………三
………(同)……………三
- 争議行為の予告……………四
………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………四
- 公共下水道事業計画の変更認可申請に係る予定処理区域等……………五
………(下水道局)……………五
- 平成二十七年三月三十日付正誤……………七
- 平成二十七年十二月二十四日付東京都監査委員告示第一号……………七
- 平成二十七年十二月二十四日付東京都監査委員告示第二号……………七
- 平成二十七年十二月二十四日付東京都監査委員告示第三号……………七

告示

●東京都告示第三百八十号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十六條第一項の規定により、平成二十八年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管する都税事務所において納税者の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 縦覧に供する帳簿の名称

- (一) 土地価格等縦覧帳簿
- (二) 家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

平成二十八年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所	千代田区内神田二丁目一番十二号
中央都税事務所	中央区入船一丁目八番二号
港都税事務所	港区麻布台三丁目五番六号
新宿都税事務所	新宿区西新宿七丁目五番八号
文京都税事務所	文京区春日一丁目十六番二十一号
台東都税事務所	台東区雷門一丁目六番一号
墨田都税事務所	墨田区両国四丁目二十九番四号
江東都税事務所	江東区大島三丁目一番三号
品川都税事務所	品川区広町二丁目一番三十六号
目黒都税事務所	目黒区上目黒二丁目十九番十五号
大田都税事務所	大田区西蒲田七丁目十一番一号
世田谷都税事務所	世田谷区玉川一丁目二十番二十一号
渋谷都税事務所	渋谷区恵比寿四丁目二十番三号 恵比寿ガーデンプレイスタワー七階

同 中野都税事務所 中野区中野四丁目六番十五号

同 杉並都税事務所 杉並区成田東五丁目三十九番十一号

同 豊島都税事務所 豊島区西池袋一丁目十七番一号

同 北都税事務所 北区中十条一丁目七番八号

同 荒川都税事務所 荒川区西日暮里二丁目二十五番一六〇一号

同 板橋都税事務所 板橋区大山東町四十四番八号

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番十号

同 足立都税事務所 足立区西新井栄町二丁目八番十五号

同 葛飾都税事務所 葛飾区立石五丁目十三番一号

同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四番十九号

●東京都告示第三百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年三月十一日

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十九号線

三 事業施行期間 平成二十八年三月十一日から平成三十四年三月三十一日まで

東京都知事 舛 添 要 一

四 事業地

取用の部分 江戸川区江戸川五丁目、東葛西一丁目、東葛西二丁目及び東葛西三丁目各地内

使用の部分 江戸川区江戸川五丁目及び東葛西一丁目各地内

●東京都告示第三百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき福生都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年三月十一日

一 施行者の名称 福生市

二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画道路事業三・四・七号富士見通り線

三 事業施行期間 平成二十八年三月十一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

福生市大字福生字奈賀、大字福生字武蔵野及び武蔵野台二丁目各地内
使用の部分 なし

●東京都告示第三百八十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項

において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

銀座六丁目10地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月十二日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区銀座六丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区銀座六丁目十二番一号
平成二十四年十二月十二日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年三月十一日

●東京都告示第三百八十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

害物質の種類 鉛及びその化合物

三菱地所株式会社
事業施行期間

平成二十五年十一月二十八日から平成二十九年十二月三十一日まで

三 施行地区

千代田区大手町一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル八階

六 施行認可の年月日

平成二十五年十一月二十八日

七 規準及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年三月十一日

●東京都告示第三百八十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

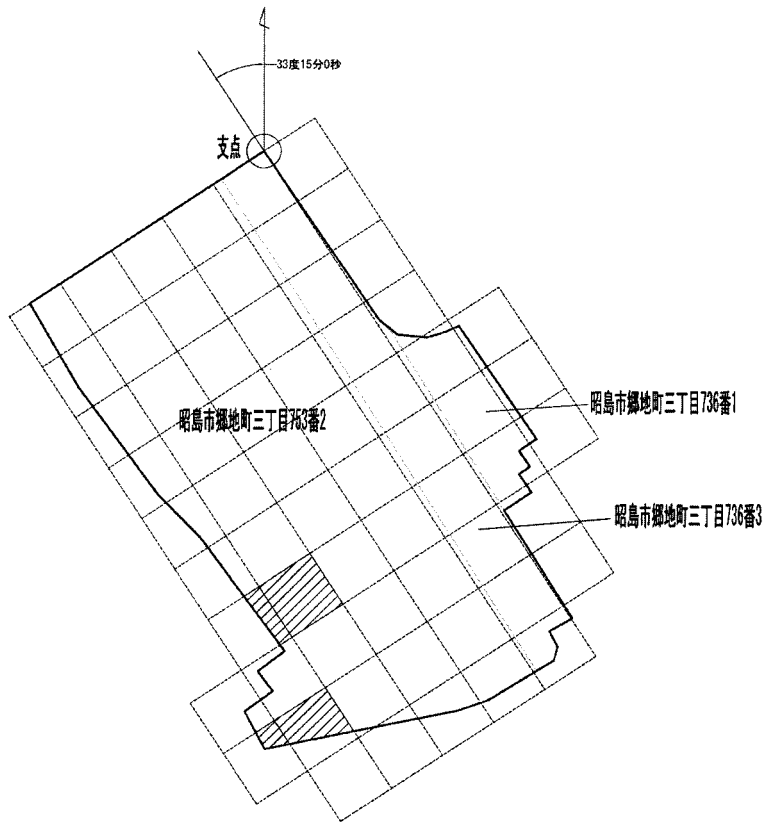
平成二十八年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(昭島市郷地町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

別 図



【支点】
 支点は、調査対象地(昭島市郷地町三丁目 736 番 3)の最北端とする。

【凡例】
 - - - 単位区画
 - - - 筆境界
 ——— 調査対象地
 ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 (33 度 15 分 00 秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百八十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十八年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 都道王子千住南砂町線

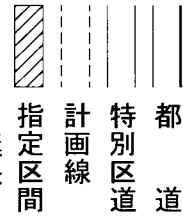
二 指定する区間 荒川区西尾久六丁目千二百三十五番八

地先から同区西尾久五丁目千百八十番二地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

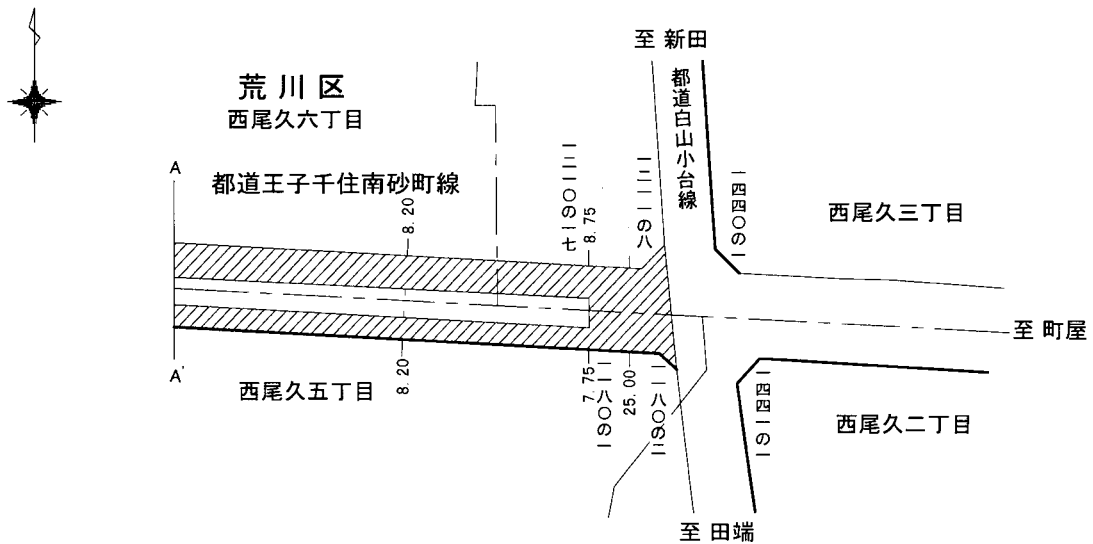
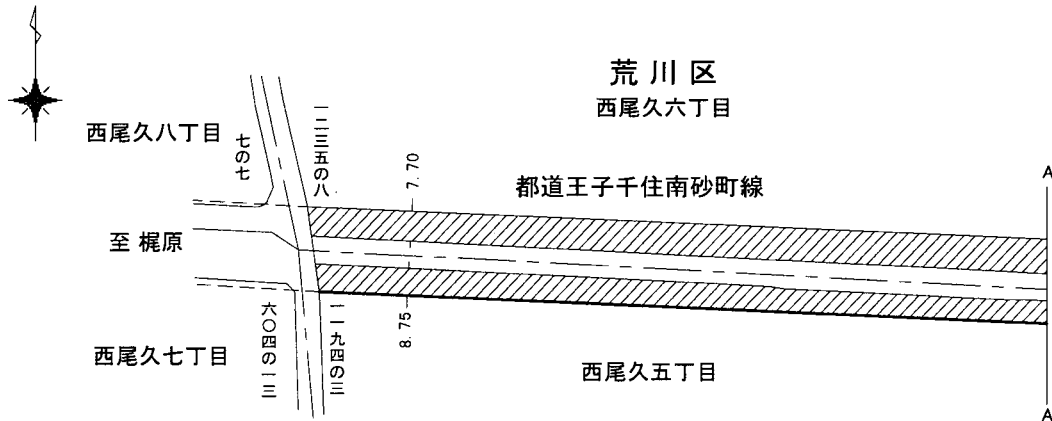
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道王子千住南砂町線
荒川区西尾久六丁目～西尾久五丁目



延長 三六二・二八メートル

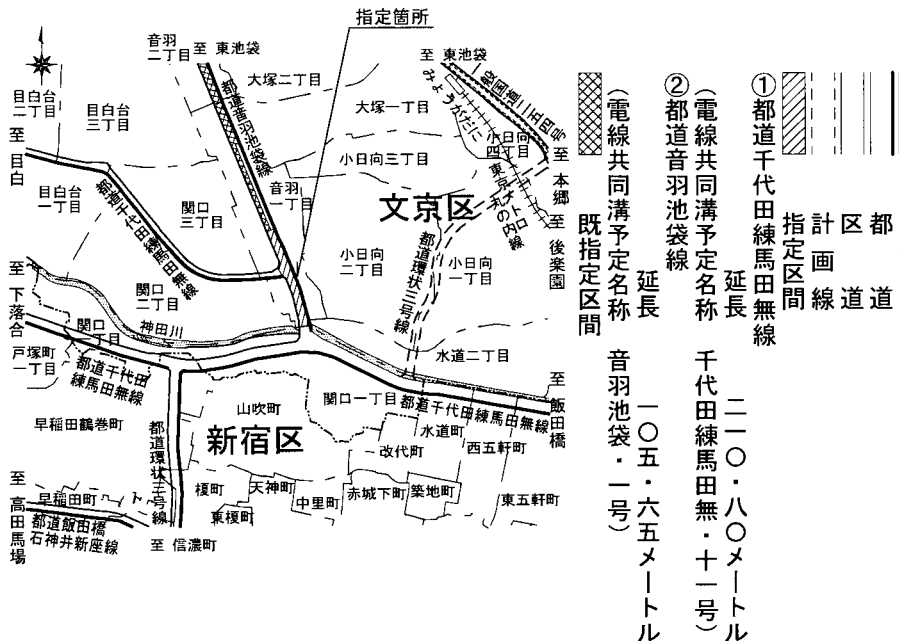
(電線共同溝予定名称 王子千住南砂町線・十一号)



●東京都告示第三百八十七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

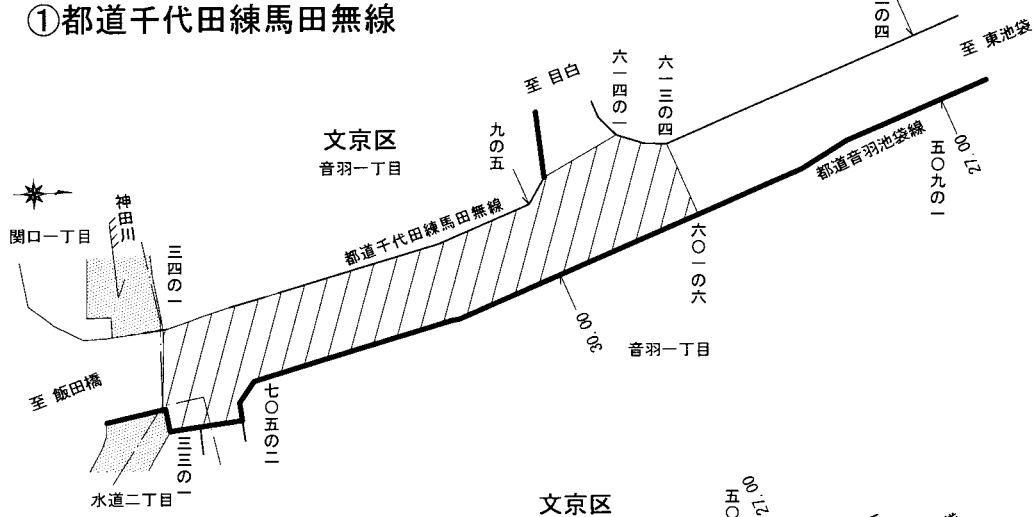
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道千代田練馬田無線
 都道音羽池袋線
 文京区音羽一丁目地内

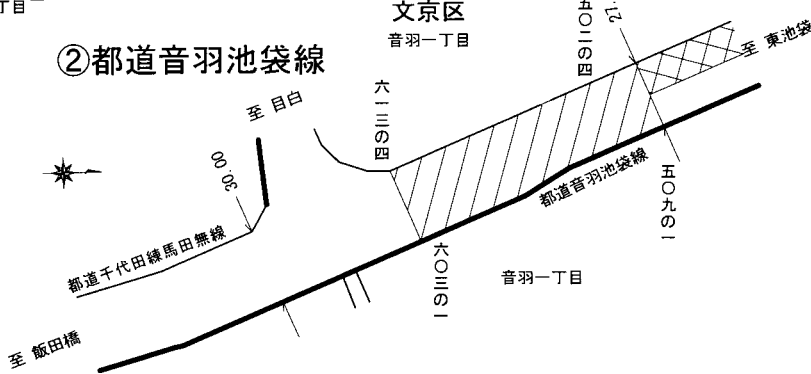


① 都道千代田練馬田無線 延長 二一〇・八〇メートル
 (電線共同溝予定名称 千代田練馬田無・十一号)
 ② 都道音羽池袋線 延長 一〇五・六五メートル
 (電線共同溝予定名称 音羽池袋・一号)
 既指定区間

① 都道千代田練馬田無線



② 都道音羽池袋線



- 平成二十八年三月十一日
 東京都知事 外 添 要 一
- | | | | | | |
|-----|--------|------------------------------|-----|--------|-----------|
| (一) | 路線名 | 都道千代田練馬田無線 | (一) | 指定の概要 | 別図表示①のとおり |
| (二) | 指定する区間 | 文京区音羽一丁目三十四番一地先から同所六百一番六地先まで | (二) | 指定する区間 | 都道音羽池袋線 |
| (三) | 指定の概要 | | (三) | 指定の概要 | 別図表示②のとおり |

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第八号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条、第五条、第二十六条及び第三十三条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定等を行う。

平成二十八年三月十一日

東京都教育委員会

一 新たに指定するもの

種 別	名称、員数、所在地、指定区域等	所有者又は保持者
東京都指定有形文化財(彫刻)	木造不動明王立像 一軀 葛飾区亀有三丁目三十二番二十五号	宗教法人 恵明寺
東京都指定無形民俗文化財(風俗慣習)	奥沢神社の大蛇お練り行事 世田谷区奥沢地区	奥沢神社 氏子中
東京都指定名勝	題経寺遼溪園 葛飾区柴又七丁目七百五十一番一のうち、二千百十三・三平方メートル	宗教法人 題経寺
東京都指定天然記念物(植物)	瑞龍のマン 葛飾区柴又七丁目七百五十一番一 クロマツ 一本	宗教法人 題経寺
種 別	名称、員数、所在地、指定区域等	所有者
東京都指定有形文化財(古文書)	旧多摩郡伊奈村名主石川家文書 三百三十一点 あきる野市伊奈千二百七十七番地	石川尚志

三 指定が解除されたもの

種 別	名称、員数、所在地、指定区域等	解除された日	所有者
東京都指定有形文化財(建造物)	旧朝香宮邸 (東京都庭園美術館)一棟 東京都港区白金台五丁目二十六番	平成二十七年七月八日	東京都

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第93号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。
平成28年3月11日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
- 次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者
- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検

定員資格者証(大型)

- (2) 中型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証(大型)
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
 - ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
 - イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- 4 審査細目の免除
- 5 審査の日時及び場所
 - (1) 日時

<p>平成28年4月8日(金曜日)</p> <p>時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成28年3月17日(木曜日)及び同月18日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年3月14日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p>	<p>7 審査手数料 21,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(6717)3137 内線5283</p> <p>●東京都公安委員会告示第94号 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年3月11日 東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p>	<p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(大型)</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証(大型)</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(普通)</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>
---	---	--

4 審査細目の免除
規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時
平成28年4月8日(金曜日)
時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所
警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時
平成28年3月17日(木曜日)及び同月18日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年3月14日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料
12,750円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)

9 合格証明書の交付
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先
警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03(6717)3137 内線5283

公 告

企画提案事業者の公募について

島しょ五村六島情報通信基盤整備、保守及び運用事業に係る企画提案者の公募について、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十一日

島しょ五村六島情報通信基盤整備、保守及び運用事業

施行者 東京都
東京都知事 外 添 要 一

一 事業の目的
本州、伊豆大島、三宅島又は八丈島から島しょ五村六島(利島、新島、式根島、神津島、御蔵島及び青ヶ島をいう。以下同じ。)まで、海底光ファイバーケーブルの敷設により情報通信基盤を整備し、島民生活の向上、地域の活性化及び防災機能の強化を図るため、超高速ブロードバンドサービスを提供する。なお、青ヶ島を除き、最終的に二方向の通信経路を確保するため、本州以外の島と最終的につなぐ場合は、民間事業者の既設ケーブルと接続し、第一期から第三期までの整備区間でループ化を図ることとする。

二 対象地域
本州、伊豆大島、三宅島又は八丈島側接続拠点から島しょ五村六島の各陸揚局内のケーブル終端まで

三 事業概要
整備は、次のとおり四期に分割した事業とする。

期	整備予定区間
第一期	本州、伊豆大島、三宅島又は八丈島のいずれかの島から御蔵島までの区間及び御蔵島から神津島までの区間
第二期	神津島から式根島までの区間及び式根島から新島までの区間
第三期	新島から利島までの区間及び利島から本州、伊豆大島、三宅島又は八丈島のいずれかの島までの区間
第四期	八丈島から青ヶ島までの区間

事業者は、海底光ファイバーケーブルを敷設し、島しょ五村六島への超高速ブロードバンドサービスの提供に必要な情報通信基盤を整備する。平成二十八年年度について

ては、第一期整備事業として、本州、伊豆大島、三宅島又は八丈島のいずれかの島から御蔵島までの区間及び御蔵島から神津島までの区間について整備する。ただし、本事業に関する費用で整備するのは、海底光ファイバーケーブルのみであり、通信設備、設備の設置に必要な局舎及び局舎内設備については、資材等の調達、設置・調整(海底光ファイバーケーブルのつなぎ込みを含む。)及び保守運用を含めて企画提案者の責任で準備するものとする。なお、本事業に関する費用で整備した情報通信基盤の所有権は東京都に帰属するものとする。

情報通信基盤の整備後、東京都及び企画提案者は、企画提案者が整備後の島に超高速ブロードバンドサービスを提供することを目的とした、情報通信基盤の貸付契約を速やかに締結する。なお、当該契約は、関係当事者の合意がない限り、破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权を設定する契約(IRU契約)とする。

四 実施期間
整備に係る基本協定締結の日から平成二十九年三月三十一日まで(第一期分)

五 東京都の負担額
情報通信基盤の整備に要する金額(第一期分)については、二十五億四千八十八万八千七百七十六円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

六 企画提案書を提出する者の参加資格
次に掲げる(一)から(七)までの要件を全て満たす者とする。

(一) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)に定める登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者であり、かつ電気通信工事業(建設業法(昭和二十四年

法律第百号)に規定する電気通信工事業をいう。以下同じ。)について、建設工事入札参加資格審査及び業者選定に関わる規定による建設工事登録業者名簿の最新版に登載された者であること。なお、同名簿に登載された者を含めた共同による参加を認める。

(二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(三) 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱(平成十八年四月一日付十七財経総第千五百四十三号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(四) 監理技術者資格者証(電気通信)を有し、三箇月上の雇用関係にある者を、本提案後の整備に専任で配置できる者であること。なお、整備には専門工事ごとに建設業法に基づく適正な施工体制を構築すること。

(五) 提案する方式に係る設計・試験・評価又はこれらの業務の指導については、三箇月以上の雇用関係にある者で、技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)に定める技術士(電気・電子)又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が定めるRCCM(電気電子部門)又は電気通信主任技術者(線路主任技術者)又は提案する方式に係る業務に五年以上の経験を有する者を配置できる者であること。

(六) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条条及び第三十条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(七) 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

七 企画提案の参加資格確認

企画提案書を提出しようとする者は、島しょ五村六島情報通信基盤整備、保守及び運用事業企画提案説明書(以下「説明書」という。)に基づき、平成二十八年三月二十八日まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)に書類を提出して、企画提案参加の確認を得ること。

八 企画提案書の提出

企画提案書を提出しようとする者は、説明書に基づき、平成二十八年四月二十日まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)に書類を提出すること。

なお、企画提案書の審査結果及び事業者の決定は、企画提案書を提出した全ての者に平成二十八年四月下旬(予定)までに書面により通知する。

九 質問の受付及び回答

説明書等について質問がある場合には、平成二十八年三月十八日まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)に質問書を提出すること。

なお、質問書の内容に対する回答は、平成二十八年三月二十三日までに電子メールにより通知する。

十 説明書等の配布

説明書、企画提案書の様式等は、次のとおり東京都総務局において配布し、又は東京都総務局ホームページに掲載する。

(一) 平成二十八年三月十一日から同月十八日まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)、東京都総務局情報通信企画部(東京都庁第一本庁舎十八階北側 電話〇三(五三八八)二五七二)で配布する。

(二) 平成二十八年三月十一日から同月十八日まで東京都

総務局ホームページに掲載する。

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/>

十一 提出先及び連絡先

東京都総務局情報通信企画部企画課調整係

電話 ○三(五三八八)二五七一

平成二十八年年度製菓衛生師試験の実施について

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、平成二十八年年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

- (二) 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。)に従事したもの

- (三) 法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定するものを除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は法の施行の後三年を超えるに至つたもの

- (四) 沖縄の復帰の際(昭和四十七年五月十五日)現に沖

縄において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖縄の復帰の日において三年を超えているもの又は復帰後三年を超えるに至つたもの

なお、旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)による菓子製造に係る一級若しくは二級の技能検定又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

- (一) 日時
平成二十八年六月十一日(土曜日)午前十時から正午まで(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十時から午前十一時三十分まで)

(二) 場所

学校法人後藤学園武蔵野調理師専門学校(豊島区南池袋三丁目十二番五号)

四 提出書類

- (一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳
- (二) 卒業証明書(中学校卒業以上のもの。ただし、専修

学校や各種学校のものは不可。一(一)に該当する者を除く。)

(三) 受験票

(四) 写真台帳

(五) 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの)

(六) 受験票送付用封筒(八十二円切手を貼つたもの)

(七) 領収証書(受験手数料納付後のもの)

(八) 製菓業務従事証明書(一(一)に該当する者は代わりに製菓衛生師養成施設の卒業(修了)証明書)

(九) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級のいずれかの技能検定合格証書及びその写し(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。)

なお、現在の氏名が(二)、(八)又は(九)の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍謄本又は抄本を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

- (一) 一般郵送受付
平成二十八年四月一日(金曜日)から同月三十日(土曜日)まで(当日消印有効)

(二) 団体窓口受付(五名以上)

平成二十八年四月十一日(月曜日)から同月十五日(金曜日)までの開庁日の午前十時から正午まで及び

午後一時から午後五時まで

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁

第一本庁舎二十一階南側)

七 合格発表の日時及び場所

(一) 日時

平成二十八年七月二十日(水曜日)及び同月二十一

日(木曜日)の午前十時から午後五時まで

(二) 場所

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁

第一本庁舎二十一階南側)

八 その他

(一) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課

電話 〇三(五三二〇)四三五八

(二) 製菓衛生師試験の受験願書用紙類は、平日について

は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課、都内各

保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並

びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場及び新

島村役場式根島支所において、土曜日、日曜日及び祝

日については、東京観光情報センター都庁本部(東京

都庁第一本庁舎一階北側)において、平成二十八年四

月一日(金曜日)から同月三十日(土曜日)まで配布

する。

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店

舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十八年三月十一日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するように提出してください。
平成二十八年三月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 (仮称)京王電鉄調布駅周辺開発
計画A棟

二 店舗所在地 調布市布田四丁目四番二十二ほか

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 小売業を行う者の
氏名又は名称 未定

六 新設をする日 平成二十九年十月一日

七 店舗面積の合計 六千六百平方メートル

八 駐車場の位置及び
収容台数 隔地 百六十六台

九 駐輪場の位置及び
収容台数 隔地 四百二十二台

十 荷さばき施設の位
置及び面積 店舗内 百五十平方メートル

十一 廃棄物等の保管
施設の位置及び
容量 店舗内 四十・二一立方メートル

十二 小売業を行う者 午前六時三十分

の開店時刻

十三 小売業を行う者 翌午前一時ほか

の閉店時刻

十四 来客が駐車場を
利用することが
できる時間帯 午前六時から翌午前一時三十分ま
でほか

十五 駐車場の自動車
の出入口の数及
び位置 二か所 隔地

十六 荷さばき施設に
おいて荷さばき
を行うことがで
きる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 平成二十八年二月二十九日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十九 縦覧期間 平成二十八年三月十一日から同年
七月十一日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日を
除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名 (仮称)京王電鉄調布駅周辺開発
計画B棟

二 店舗所在地 調布市小島町二丁目四十八番六ほ
か

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 小売業を行う者の
氏名又は名称 未定

<p>氏名又は名称</p>	<p>除く。</p>	<p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯</p>
<p>六 新設をする日</p>	<p>平成二十九年十月一日</p>	<p>午前六時から午後十一時まで</p>
<p>七 店舗面積の合計</p>	<p>三千三百四十三平方メートル</p>	<p>おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯</p>
<p>八 駐車場の位置及び 収容台数</p>	<p>隔地 九十二台</p>	<p>平成二十八年二月二十九日</p>
<p>九 駐輪場の位置及び 収容台数</p>	<p>隔地ほか 二百十四台</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>
<p>十 荷さばき施設の位 置及び面積</p>	<p>店舗内 六十五平方メートル</p>	<p>平成二十八年三月十一日から同年 七月十一日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。</p>
<p>十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量</p>	<p>店舗内 二十三・一九立方メー トル</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があつたので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団 体)にあっては団体名及びその代表者の氏名」「(二)住所(団 体)にあっては所在地」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、平成二十八年三月十一日から四月以内に東京都産 業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)に到着するよう提出してください。</p>
<p>十二 小売業を行う者 の開店時刻</p>	<p>午前六時三十分</p>	<p>縦覧期間</p>
<p>十三 小売業を行う者 の開店時刻</p>	<p>午後十一時</p>	<p>縦覧時間</p>
<p>十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯</p>	<p>午前六時から午後十一時三十分ま でほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p>
<p>十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置</p>	<p>二か所 隔地</p>	<p>縦覧時間</p>
<p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯</p>	<p>午前六時から午後十一時まで</p>	<p>縦覧期間</p>
<p>十七 届出日</p>	<p>平成二十八年二月二十九日</p>	<p>縦覧時間</p>
<p>十八 縦覧場所</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>縦覧時間</p>
<p>十九 縦覧期間</p>	<p>平成二十八年三月十一日から同年 七月十一日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を</p>	<p>縦覧時間</p>
<p>二十 縦覧時間</p>	<p>除く。</p>	<p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
<p>一 店舗名</p>	<p>(仮称)クロスガーデン調布</p>	<p>設置者住所</p>
<p>二 店舗所在地</p>	<p>調布市菊野台一丁目三十三番三ほ か</p>	<p>小売業を行う者の 氏名又は名称</p>
<p>三 設置者名</p>	<p>オリックス株式会社</p>	<p>新設をする日</p>
<p>四 設置者住所</p>	<p>港区浜松町二丁目四番一号</p>	<p>店舗面積の合計</p>
<p>五 小売業を行う者の 氏名又は名称</p>	<p>未定</p>	<p>駐車場の位置及び 収容台数</p>
<p>六 新設をする日</p>	<p>平成二十九年三月十五日</p>	<p>荷さばき施設の位 置及び面積</p>
<p>七 店舗面積の合計</p>	<p>七千二百平方メートル</p>	<p>廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量</p>
<p>八 駐車場の位置及び 収容台数</p>	<p>店舗内 四百台</p>	<p>小売業を行う者 の開店時刻</p>
<p>九 駐輪場の位置及び 収容台数</p>	<p>店舗北東側ほか 四百十五台</p>	<p>小売業を行う者 の開店時刻</p>
<p>十 荷さばき施設の位 置及び面積</p>	<p>店舗西側ほか 百八十四平方メー トル</p>	<p>小売業を行う者 の開店時刻</p>
<p>十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量</p>	<p>店舗内 四十一・八五立方メー トル</p>	<p>来客が駐車場を 利用することが できる時間帯</p>
<p>十二 小売業を行う者 の開店時刻</p>	<p>午前九時</p>	<p>駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置</p>
<p>十三 小売業を行う者 の開店時刻</p>	<p>翌午前一時ほか</p>	<p>三か所 店舗北側ほか</p>
<p>十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯</p>	<p>午前八時三十分から翌午前一時三 十分まで</p>	<p>三か所 店舗北側ほか</p>
<p>十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置</p>	<p>三か所 店舗北側ほか</p>	<p>三か所 店舗北側ほか</p>

平成二十八年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 マルエツ西新井店
- 二 店舗所在地 足立区西新井二丁目二十六番十六号
- 三 設置者名 石渡 新一
- 四 設置者住所 足立区西新井二丁目十七番二十一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツ
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか一名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツ
- 八 変更前の小売業者の代表者名 太田 清徳
- 九 変更後の小売業者の代表者名 上田 真
- 十 変更日 平成二十五年四月一日ほか
- 十一 届出日 平成二十八年三月一日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新井二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 平成二十八年三月十一日から同年七月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年三月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新井二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

- 一 店舗名 東京都知事 舛 添 要 一
- 二 店舗所在地 マルエツ西新井店
- 三 設置者名 足立区西新井二丁目二十六番十六号
- 四 設置者住所 石渡 新一
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 足立区西新井二丁目十七番二十一号
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 八十六台
- 七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 四十四台
- 八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 九十八台
- 九 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 九十八台

九 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間六十日は午前九時

十 変更後の開店時刻 午前九時

十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時四十五分から午後十時十五分まで。ただし年間六十日は午前八時四十五分から午後十時十五分まで。

十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十時十五分まで。

十三 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所 隔地ほか

十四 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 隔地ほか

十五 変更日 平成二十八年五月一日ほか

十六 届出日 平成二十八年三月一日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新井二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 平成二十八年三月十一日から同年七月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

光が丘運輸株式会社代表取締役中島寛子から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月二日にあったので、労働

関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十條の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部光が丘分会の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月十三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

光が丘運輸株式会社 練馬区土支田一丁目二十四番十五号

四 種類

事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等について

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四條第六項において準用する同條第一項の規定に基づき、公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百十七号)第三條の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告の日から一週間以内に、東京都下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

平成二十八年三月十一日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 事業計画の名称 東京都公共下水道

二 事業計画を変更しようとする予定処理区域

千代田区

紀尾井町、霞が関二丁目、永田町一丁目、永田町二丁目、平河町二丁目、隼町、外神田一丁目、外神田二丁目、外神田三丁目、外神田四丁目、外神田五丁目及び外神田六丁目各地先

中央区

八重洲一丁目、日本橋一丁目、日本橋兜町、日本橋茅場町一丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋人形町一丁目及び日本橋人形町二丁目各地先並びに築地五丁目各地内

港区

南青山二丁目、南青山三丁目、南青山四丁目、西麻布二丁目、西麻布四丁目、南麻布二丁目、南麻布三丁目、南麻布四丁目、南麻布五丁目、東麻布一丁目、元麻布二丁目、白金一丁目、白金三丁目、白金五丁目、三田一丁目、三田二丁目、三田三丁目、三田四丁目、三田五丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、芝三丁目、芝五丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目及び港南一丁目各地先並びに港南一丁目及び港南三丁目各地内

新宿区

西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、西落合四丁目、中落合四丁目、内藤町大京町及び霞岳町各地先

文京区

目白台一丁目、春日一丁目、春日二丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、小石川五丁目、白山三丁目、千石二丁目、千石三丁目、大塚三丁目、大塚四丁目、大塚六丁目、本郷一丁目、湯島三丁目、湯島四丁目、根津二丁目及び千駄木二丁目各地先

台東区

浅草五丁目、東浅草二丁目、日本堤一丁目、日本堤二丁目、竜泉三丁目、千束四丁目、三ノ輪一丁目、三ノ輪二丁目、根岸五丁目、上野一丁目、上野三丁目、上野公園、谷中一丁目、谷中二丁目、池之端一丁目及び池

墨田区

立花二丁目、立花三丁目、立花四丁目、立花五丁目、文花三丁目、京島一丁目、京島三丁目、八広一丁目、八広二丁目、東向島二丁目、東向島三丁目、東向島四丁目、東向島六丁目、堤通一丁目、堤通二丁目、墨田一丁目、墨田二丁目、墨田五丁目、横川一丁目、横川二丁目、横川三丁目、横川四丁目、横川五丁目、吾妻橋三丁目、東駒形四丁目、本所二丁目、本所三丁目、本所四丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原四丁目、業平一丁目、押上一丁目、向島一丁目及び向島三丁目各地先並びに立花五丁目地内

江東区

新砂三丁目、南砂三丁目、南砂四丁目、南砂五丁目、南砂六丁目、南砂七丁目、東砂八丁目、北砂四丁目、北砂五丁目、北砂六丁目、北砂七丁目、大島五丁目、大島六丁目、大島九丁目、亀戸一丁目、亀戸二丁目、亀戸三丁目、亀戸四丁目、亀戸五丁目、亀戸六丁目、亀戸七丁目、亀戸八丁目、亀戸九丁目、枝川二丁目、東陽三丁目、東陽六丁目、青海三丁目地先中央防波堤内側埋立地及び青海三丁目地先中央防波堤外側埋立地各地先

品川区

東大井二丁目、東大井三丁目、東大井五丁目、東大井六丁目、南大井一丁目、南大井二丁目、南大井四丁目、南大井五丁目、大井一丁目、大井二丁目、大井三丁目、大井四丁目、大井五丁目、大井六丁目、大井七丁目、広町一丁目、広町二丁目、西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、豊町一丁目、戸越一丁目、戸越二丁目、戸越三丁目、平塚一丁目、平塚二丁目、平塚三丁目、大崎一丁目、大崎二丁目、大崎三丁目、大崎四丁目、大崎五丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目、西五反田三丁目、西五反田四丁目、西五反田五丁目、西五反田七丁目、西五反田八丁目、小山五丁目、小山六丁目、荏原五丁目、荏原六丁目、荏原七丁目

目黒区

目、旗の台一丁目、旗の台二丁目、旗の台三丁目、中延五丁目、中延六丁目、二葉一丁目、二葉二丁目、二葉三丁目、二葉四丁目、西大井一丁目、西大井二丁目、西大井五丁目、西大井六丁目及び勝島三丁目各地先

大田区

下目黒二丁目、下目黒三丁目、目黒二丁目、目黒三丁目、中目黒一丁目、中目黒二丁目、中目黒三丁目、中目黒四丁目、上目黒一丁目、上目黒二丁目、上目黒三丁目、上目黒四丁目、上目黒五丁目、青葉台一丁目、青葉台二丁目、青葉台三丁目、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、碑文谷一丁目、南一丁目、原町一丁目、原町二丁目、目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、五本木一丁目及び大橋一丁目各地先

世田谷区

田園調布一丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目、田園調布本町、田園調布南、鶴の木一丁目、鶴の木二丁目、鶴の木三丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目、千鳥二丁目、千鳥三丁目、東矢口二丁目、東矢口三丁目、多摩川一丁目、新蒲田二丁目、西蒲田七丁目、蒲田一丁目、蒲田三丁目、蒲田五丁目、東蒲田二丁目、大森中三丁目、北糀谷一丁目、北糀谷二丁目、大森南一丁目、大森南二丁目、大森南三丁目、大森南四丁目、大森南五丁目、西嶺町、仲池上一丁目、仲池上二丁目、上池台三丁目、上池台五丁目、東雪谷四丁目、東雪谷五丁目及び山王一丁目各地先並びに大森南四丁目、大森南五丁目及び昭和島二丁目各地内

渋谷区

目、下馬五丁目、尾山台一丁目、尾山台二丁目、等々力一丁目、野毛一丁目、野毛二丁目、野毛三丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、岡本二丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、大蔵五丁目、大蔵六丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、成城一丁目、成城三丁目及び松原六丁目各地先

中野区

広尾四丁目、広尾五丁目、恵比寿二丁目、渋谷一丁目、神宮前二丁目、神宮前三丁目、神宮前四丁目、神宮前五丁目、神宮前六丁目、千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地先

杉並区

中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、東中野一丁目、東中野二丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目及び上高田五丁目各地先並びに新井三丁目地内

豊島区

和田三丁目、梅里一丁目、高円寺南一丁目、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺南五丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、天沼一丁目、天沼二丁目及び天沼三丁目各地先

北区

北大塚一丁目、北大塚二丁目、北大塚三丁目、南大塚一丁目、南大塚二丁目、西巣鴨一丁目、西巣鴨二丁目、巣鴨四丁目、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、目白一丁目、目白三丁目、目白四丁目、目白五丁目、上池袋一丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、池袋三丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、南長崎一丁目、南長崎二丁目、千早四丁目、長崎六丁目及び要町三丁目各地先

荒川区

栄町各地先並びに浮間四丁目地内
東日暮里一丁目、荒川六丁目、東尾久三丁目及び町屋二丁目各地先

板橋区

東坂下一丁目、東坂下二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、坂下一丁目、志村二丁目、志村三丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、泉町、大原町、東新町二丁目、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、南町、大谷口北町、大谷口上町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、向原一丁目、向原二丁目及び向原三丁目各地先並びに小豆沢四丁目及び舟渡一丁目各地内

練馬区

水川台一丁目、水川台二丁目、錦一丁目、錦二丁目、平和台一丁目、北町一丁目、北町二丁目、北町三丁目、北町五丁目、北町七丁目、北町八丁目、田柄一丁目、田柄二丁目、田柄三丁目、田柄四丁目、光が丘二丁目、光が丘四丁目、光が丘五丁目、高松五丁目、高松六丁目、旭町一丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目及び三原台三丁目各地先

足立区

千住曙町、千住関屋町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住河原町、千住仲町、千住宮元町、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住龍田町、千住桜木一丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、日ノ出町、千住旭町、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目及び千住五丁目各地先

葛飾区

小菅一丁目及び小菅三丁目各地内
江戸川区
小松川一丁目地先並びに臨海町一丁目及び臨海町六丁目各地内

三

工事の着手年月日及び完成予定年月日
着手年月日 昭和三十一年四月一日
完成予定年月日 平成三十二年三月三十一日

四 意見の申出先

東京都下水道局計画調整部事業調整課(東京都庁第二本庁舎二十八階)

電話番号 ○三(五三二〇)六五三四

正 誤

○平成二十七年三月三十日付正誤

ページ一段一行一 誤 一 正

三〇	下	一	別表第二 削除 第五号様式から 第十号様式まで 削除 第十二号の六様 式 削除 第十二号の十様 式 削除 第十三号様式か ら第十三号の十 三様式まで 削 除	別表第二 削除 第五号様式から 第十号様式まで 削除 第十二号の6様 式 削除 第十二号の10様 式 削除 第十三号様式か ら第十三号の13様 式まで 削除
----	---	---	---	--

○平成二十七年十二月二十四日付東京都監査委員告示第一

ページ一段一行一 誤 一 正

増刊86
一 下 後から 十

東京都監査委員 告示第一号

東京都監査委員 告示第二号

○平成二十七年十二月二十四日付東京都監査委員告示第二

ページ一段一行一 誤 一 正

増刊87
六九

上

四

東京都監査委員 告示第二号

東京都監査委員 告示第三号

○平成二十七年十二月二十四日付東京都監査委員告示第三

号

ページ一段一行一 誤 一 正

増刊90
一九

下

七

東京都監査委員 告示第三号

東京都監査委員 告示第四号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。